○東京都公報発行規則の特例に関する規則

平成元年一月八日

規則第一号

東京都公報発行規則の特例に関する規則を公布する。

東京都公報発行規則の特例に関する規則

平成元年一月八日以後同年中に東京都公報に登載する条例、規則、訓令及び告示の登載番号は、東京都公報発行規則(昭和五十一年東京都規則第百七十七号)第七条の規定にかかわらず、同日から新たに付するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。